

2015年も残すところ僅かとなりましたが、今年の総括として、クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第13回）をお届けいたします。なお、弊所は、2015年12月25日（金）から2016年1月3日（日）まで休業させていただき、2016年1月4日（月）から新年の業務を開始いたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年12月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

新しい外国投資規制がスタート

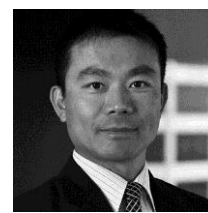
2015年11月24日、外資買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act（FATA））の改正法案が連邦議会両院で可決され、2015年12月1日、改正法が施行されました。この改正法は、40年ぶりの大改正になります。

改正による変更は多岐にわたりますが、主に以下の事項に対する変更が含まれています。

- FATA 適用の対象となる「外国人（foreign person）」の定義の拡大
- 外国投資規制の対象となる投資基準額の変更
- 事前届出と承認を要する行為の種類
- 外国投資に対する豪州財務省による広範な命令権限
- 外国人が土地を取得する場合の事前通知義務
- 外国投資の許可申請に対する手数料の導入
- 罰則の厳格化、民事罰及び刑事罰の導入
- 農地を保有している外国人に対する登録義務の導入

この改正法では、新たな概念の導入や定義の変更が多数盛り込まれています。例えば、本改正により、規制対象となる「外国人」に外国政

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



府が含まれることとなり、FATA の適用範囲が拡大、明確化されています。また、「外国人」のうち「外国法人」とは、外国人が 20%以上の持分を有する法人であるとされていますが、これについては従前の 15%から数値を引き上げる改正が行われました。

さらに、上記のとおり、規制対象となる基準額も変更されています。日本からの投資の場合、会社及び事業の取得については、取得の対象となる会社や事業の価値が 10 億 9400 万豪ドル以上であればオーストラリア外資審議委員会（FIRB）への届出義務の対象となります。但し、一定のセンシティブ分野（メディア、電気通信、輸送インフラ、防衛技術、通信等）の場合は 2 億 5200 万豪ドル、さらに農業の場合は 5500 万豪ドルとなり、規制が強化されています。また、不動産の取得は、日本からの投資の場合、土地の価値が 10 億 9400 万豪ドル以上であれば届出義務の対象となります。但し、農業用地の場合は 1500 万豪ドル、さらに、住宅用地、更地の商業用地、鉱業権益等の取得の場合は、投資額にかかわらず全て届出義務の対象となります。

このように、改正内容は広範にわたる一方で、違反した場合は厳しい罰則や効果が発生するものとなっていますので、今後の投資に際しては改正法の内容を十分に理解した上で行うことが重要といえます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

その他の注目のトピック

シンジケートローンにおける各貸付人の権利行使

近時の裁判例において、シンジケートローン契約における債務不履行の場合に、個々の貸付人が独立して権利を行使することができるかどうか争点となりました。裁判所は、シンジケートローン契約は全体として一つのローン契約を締結するものであると解釈し、各貸付人の個別の権利行使を認めない旨の判断を行いました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

不公正契約防止措置の適用拡大

先日、連邦政府では不公正契約防止措置の適用範囲を拡大する法案が成立しました。これにより、2016 年 11 月から、企業間の取引のうち一定のものについては、契約書に一方当事者に対して不公正な内容の条項が含まれている場合、当該条項は無効とされます。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

IT 分野における不公正契約防止措置のポイント

上記の不公正契約防止措置の適用拡大にあたって、特に IT 分野で気をつけるべきポイントについて解説しています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

罰金額の合意に関する最高裁判断

手続の効率化により訴訟コストを削減する目的で、規制機関と被告の間であらかじめ合意の上、裁判所に共同で罰金額を提案する運用がなされています。連邦裁判所は、このような罰金額の合意は法律上禁じられていると判示していましたが、上訴審である連邦最高裁判所は、一転して罰金額の合意を是認する判断を行いました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

価格表示方法が不適切とされた例

表示価格を安く見せかけておいて、予約手続に進むと追加で手数料等を上乗せしていくドロップ・プライシング（drop-pricing）と呼ばれる価格表示方法について、裁判所は誤解を招く（misleading）表現であると判断しました。このような表示方法は今後も厳しく取り締まれる可能性があります。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

育児休暇後のパートタイム勤務申入れを拒否できる場合

育児休暇から復帰した従業員は、パートタイムでの勤務を職場に申し入れる権利がありますが、雇用者は、合理的な理由がある場合には、これを拒否することができます。この場合の合理的な理由とは、どのようなもののでしょうか。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

偽装請負の禁止

フェアワーク法は、労働関係の実質が雇用契約であるにもかかわらず請負契約であるように偽装することを禁止していますが、近時の裁判例では、人材紹介会社のような第三者が会社と労働者の間に入っている場合であっても、上記禁止規定が適用される旨が明確になりました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

競争法改正についての政府見解

連邦政府の諮問委員会（Harper Review Panel）により、豪州の競争法・政策の見直しが進行中ですが、これに対する連邦政府の見解が明らかになりました。改正案のうち多くは連邦政府によって是認されているものの、いくつかの点についてはまだ議論が必要となりそうです。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

新しいビジネスモデルに対する規制の取組み

オーストラリア首都特別地域では、UberX（民間配車サービス）やAirBnB（民泊サービス）等の新しいビジネスについて、これらのビジネスモデルを受け入れつつも適切に規制するための取組みを行っています。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

今後のセミナーのご案内

「外国投資に関する規制の大幅な変更」セミナー

2015年12月16日、弊所主催の標記セミナーを、弊所ブリスベン・オフィスにて開催いたします。講師は加納寛之弁護士です。

本ニュースレター冒頭でも取り上げたとおり、外国企業による投資に関する基本的な法令が40年ぶりに大改正され、本年12月1日から施行されました。改正法は、今までにない新しい概念を導入したり、承認申請が必要となる基準値を変更したり、外国投資家に新たな義務を課したりと、従来の規制の枠組みを大幅に変更する内容となっています。このセミナーでは、新しい外国投資規制の枠組みの全体像をそのスタート直後に把握するための良い機会となるものと考えております。参加を希望される方は、セミナーの日時や場所、申込方法等の詳細について、こちらの[リンク](#)でご確認ください。

最近行われたセミナーのご報告

1. シドニービジネス塾「外国投資に関する規制の大幅な変更」

2015年12月8日、シドニー日本商工会議所により行われたセミナーで、加納寛之弁護士が標記の講演を行いました。

このセミナーでは、多岐にわたる外国投資に関する改正法の内容について、近年の事例も交えながら解説を行いました。特に、今回は改正法施行直後の開催となったため、参加された皆様からの関心の高さが伺われました。ブリスベンでも12月16日にこのセミナーと同様の内容のセミナーを行いますので、ご希望の方は上記のリンクからお申込みください。

2. オーストラリア農業投資セミナー

2015年10月1日、東京の帝国ホテルにおいて、豪州クィーンズランド州アナスタシア・パラシェ首相の来日を記念して、農業投資セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「豪州農業分野への投資の法的側面」と題する講演を行いました。日豪 EPA 締結に続き TPP が大筋合意に至るなど、日豪間の貿易環境が目まぐるしく変化する中で、先進国でありながら農業輸出大国でもあるオーストラリアの農業分野に対する投資の可能性について検討する動きが活発化しています。このような環境下、農業分野への投資に関する規制の枠組みが大きく変わろうとしています。この点に関する最新の動向等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリア石炭投資促進セミナー

2015年10月7日、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催の標記セミナーが開催され、加納寛之弁護士が「最近の炭鉱権益取得案件の特徴と注意点 ～ 1ドルでの炭鉱取得に際して検討すべき重要事項」をテーマに講演を行いました。石炭市場の低迷に伴い、操業を停止したプロジェクト権益を安価で売買する案件が俄かに増加していますが、収益の上がらない既存の権益を売却してプロジェクトから完全撤退する方法や、将来有望な炭鉱権益を安価で取得する方法、そしてこれらの取引に関する重要な法律上の問題点等について議論しました。加納弁護士が講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

1. 「オーストラリアにおける不動産ノンリコースローン～日本における不動産ノンリコースローンとの相違点～」（ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.28 - 2015年11月・12月号）

The Association for Real Estate Securitization（ARES）（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルにおいて、弊所ジャパン・プラクティス・グループ所属の鈴木正俊弁護士が寄稿した記事（共著）。日豪両国で不動産ノンリコースローンを取り扱った経験を元に、オーストラリアにおける不動産ノンリコースローンの基本的なストラクチャー及び論点について、日本の場合と比較しながら分かり易く解説しています。記事は[こちら](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオース

トラリアの海洋環境規制・近時の動向

(「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3)

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました(共著)。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

3. オーストラリアにおけるビジネス展開(2014年度版)

オーストラリア貿易促進庁(Austrade)のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。

4. オーストラリア会社法概説(信山社 2014年8月)

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。日々の豪州ビジネスにも活用できるよう、実務面もカバーしています。また、近時日系企業が注目する豪州上場会社の買収手法である公開買付と調整スキームについても、分かり易く解説しています。

5. 「オーストラリアの投資規制の概況」

「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」

「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」

(ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本からオーストラリアに進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：thachigo@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：msuenaga@claytonutz.com



ロークラーク 樋口彰
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ahiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。